

居住支援制度一覧表

資料 3

①相談時期	②主な対象者	③支援制度	③' 支援制度の内容	④支援内容が記載されているパンフレットや冊子名 (あれば記載)	⑤問い合わせ先
いつでも	全員	市営住宅・福祉型住宅	住宅に困窮し、所得が一定基準以下の方向けの住宅を案内します。	公的住宅案内	住宅対策課 電話：0422-60-1905
入居前	都内居住要件あり	都営住宅	東京都が管理・運営する住宅で、住宅に困窮し、世帯の所得が一定基準以下の家族・単身向けの住宅です。高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯など優遇抽選となる場合もあります。	公的住宅案内 定期募集時期（5月、8月、11月、2月）の東京都の入居者募集案内パンフレット	東京都住宅供給公社 募集センター 電話：03-3498-8894 住宅対策課 電話 0422-60-1905
いつでも	全員	あんしん住まい推進事業	市内の住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親など）に対し、住み慣れた地域で暮らすために、民間賃貸住宅の入居支援をしています。	あんしん住まい推進事業パンフレット	住宅対策課 電話：0422-60-1905
いつでも	全員	東京ささエール住宅 (東京都のセーフティネット住宅)	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親など）と賃貸住宅の空き家・空き室を持つ大家をつなぐ制度です。	東京都パンフレット 住宅セーフティネット制度	国土交通省の管理する専用 WEBサイト「セーフティ ネット住宅情報提供システム」から検索 住宅対策課 電話：0422-60-1905
いつでも	全員	民生委員・児童委員	日常生活の中での困りごとや相談事を聞き、サービスや関係課等につなぐ制度です。	市報（5月1日号）・ホームページ・わたしの便利帳 等	地域支援課 電話：0422-60-1941
いつでも	生活困窮者	住居確保給付金	就労能力・意欲のあるかたで、離職等で住宅を喪失されたかた(またはそのおそれのあるかた)に、有期で家賃額相当(上限あり)の給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。	住居確保給付金のしおり	生活福祉課 電話：0422-60-1254

居住支援制度一覧表

資料 3

①相談時期	②主な対象者	③支援制度	③' 支援制度の内容	④支援内容が記載されているパンフレットや冊子名（あれば記載）	⑤問い合わせ先
いつでも	生活困窮者	自立生活サポート事業 （自立相談支援事業）	生活保護には至らないものの、生活に困窮されているかたに対し、課題の解決に向けて、ご本人の意思を尊重した支援計画に基づき、寄り添った支援を行う制度です。		生活福祉課 電話：0422-60-1254
いつでも	生活困窮者	生活保護	病気、けが、高齢や失業など、さまざまな事情によって生活に困っている世帯に国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、生活の自立を助長することを目的とした制度です。	生活保護のしおり	生活福祉課 電話：0422-60-1254
入居後 施工前（事前申請必須）	要支援、要介護認定保持者	介護保険 （①福祉用具貸与、②福祉用具販売、 ③住宅改修）	現に居住する住まいにおいて、在宅生活を継続すべく市町村が必要と認める、介護給付の対象となる工事を行う場合に、当該対象工事にかかる費用について、利用者の負担割合に応じて保険給付を行う。	・高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」 ・正しく知って利用しよう介護保険	担当ケアマネジャー
いつでも	市内に居住する65歳以上の方	在宅介護・地域包括支援センター	高齢者の地域の相談窓口で、市内に6カ所開設されています。困ったとき、ご自身にあったサービスについてご相談したい時は、お住まいの地域を担当する在宅介護・地域包括支援センターにご相談ください。	高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」	武蔵野市地域包括支援センター（基幹型） 電話：0422-60-1947
入居後	市内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らしの方（生活保護を受給している方を除く）	高齢者安心コール	毎週1回決まった曜日・時間帯に、専門員（看護師等）が利用者に電話連絡し、安否確認を行います。	高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」	高齢者支援課 相談支援係 電話：0422-60-1846

居住支援制度一覧表

資料 3

①相談時期	②主な対象者	③支援制度	③' 支援制度の内容	④支援内容が記載されているパンフレットや冊子名（あれば記載）	⑤問い合わせ先
入居後	65歳以上のひとり暮らしで、ごみを出すことが困難な、要支援2以上の方 身体障害者手帳1・2級のみの方で、ごみを出すことが困難な世帯	ふれあい訪問収集	玄関からごみ置き場までのごみ出し支援と声かけを行います。	高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」	ごみ総合対策課 電話：0422-60-1802
いつでも	重度の身体障害のある方	住宅設備改善費給付事業	居住する家屋の住環境の改善に要する費用の一部を給付します。	障害者福祉のしおり	障害者福祉課 基幹相談支援センター 電話：0422-60-1847
いつでも	共同住宅等を賃借している障害のある方	心身障害者住宅費助成	住宅費の一部を助成します。	障害者福祉のしおり	障害者福祉課 管理係 電話：0422-60-1904
いつでも	障害のある方	住宅改造相談	障害の状況に合わせた適切な住宅の改造についての相談支援制度です。	障害者福祉のしおり	障害者相談支援事業所 ほくと (障害者福祉センター内) 電話：0422-55-3616
入居後	市内に6ヶ月以上居住し、20歳未満の児童がいるひとり親家庭等の父、母または養育者（所得制限あり）	ひとり親家庭等住宅費助成	民間の共同住宅等を借りて家賃を支払っている場合に、家賃の一部（月額上限10,000円）を支給します。	ひとり親家庭のための手当等のご案内	子ども子育て支援課 電話：0422-60-1963
いつでも	下記要件を全て満たす方 ・市内在住で65歳以上の方 ・独居等で身近に頼れる親族が不在の方 ・判断能力が保たれご自分で福祉公社と契約ができる方	つながりサポート	以下の支援を行います。 ・定期的な訪問、電話相談 ・入退院時の手続き・支払い（支払いは預託金による） ・別途契約による没後支援（預託金による） ・他必要時訪問（有料）	・権利擁護センターご案内（リーフレット）	福祉公社 電話：0422-27-5070

居住支援制度一覧表

資料 3

①相談時期	②主な対象者	③支援制度	③' 支援制度の内容	④支援内容が記載されているパンフレットや冊子名（あれば記載）	⑤問い合わせ先
いつでも	認知症、障害等により物事を判断する能力が不十分で、契約や財産管理、各種手続き等が一人では難しい方	成年後見制度	・家庭裁判所に選任された後見人等（後見人、保佐人、補助人）が本人の意思を尊重しながら財産管理、身上保護（生活や療養看護に関する契約や手続き）を行います。	・公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護センターご案内（リーフレット） ・成年後見利用支援センターのご案内（リーフレット） ・成年後見制度パンフレット（家庭裁判所）	福祉公社 電話：0422-27-5070
いつでも	・市内で在宅生活をしている方で判断能力の低下により福祉サービスの利用等が一人では難しい方 ・福祉公社とご自分で契約ができる方。	地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業）	〈基本サービス〉 ・福祉サービス利用援助 〈オプションサービス〉 ・日常的金銭管理サービス ・書類等預かりサービス	・権利擁護センターご案内（リーフレット） ・地域福祉権利擁護事業パンフレット （社会福祉法人東京都社会福祉協議会）	福祉公社 電話：0422-27-5070
いつでも	武蔵野市在住の方※収入基準あり	生活福祉資金貸付事業 （福祉資金）	所得の少ない世帯、障がいや介護を要する高齢者のいる世帯に対して資金の貸付を行うことによって生活の安定と経済的自立を図ります。	生活福祉資金貸付制度 福祉資金のご案内	社会福祉協議会 電話：0422-23-0701
6月～2月上旬	武蔵野市在住の中学3年生又は高校3年生の方※収入基準あり	受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付を行います。（原則、進学後免除）	受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付金のご案内	社会福祉協議会 電話：0422-23-0701
いつでも	武蔵野市在住の中学生又は高校生の方※収入基準あり	入学資金貸付事業 生活福祉資金貸付事業 （教育支援資金）	教育資金にお困りの方を対象に、入学金及び学費に関して無利子で貸付を行います。	①入学資金・教育支援資金貸付 のご案内 ②生活福祉資金貸付制度 教育支援資金のご案内	社会福祉協議会 電話：0422-23-0701
いつでも	ボランティアによる支援を必要とする方	ボランティア活動	生活上で困っていることに対して、専門性を必要としないものなど、一般の方でも対応できる内容でのお手伝いをします。	なし	社会福祉協議会 電話：0422-23-0701